

平成25年 6月11日

本州四国連絡高速道路に係る地域路線網に属する高速道路に係る業務実施計画の変更

別紙1を次のとおり改める。

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画（スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

1,298 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,498 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
 ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
 また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との 接続位置及び接続の方法	他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 (予定)年月日				
一般国道28号(本 州四国連絡道路 (神戸・鳴門ルー ト))	兵庫県洲本 市	市道中川原 スマートイン ター東線(仮 称)・同西線 (仮称)	兵庫県洲本 市	立体接続	平成25年 7月1日	平成30年 3月31日	1,298百万円	1,498百万円	ー	本線 直結型

添付書類

別添 1 一般国道 28 号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定

※「貸付料及び貸付期間算出の基礎を記載した書類」及び「推定交通量及びその算出の基礎を記載した書類」は、平成 24 年 3 月 30 日付け国道高管第 85 号で認可された本州四国連絡高速道路に係る地域路線網に属する高速道路に係る業務実施計画の別添 2 及び別添 3 のとおり。